13　ＡＭＲＯは、その任務を効果的に遂行するために必要な資金を提供される。事務局に関する経費は、シンガポール共和国が負担するものとし、残余の全ての経費は、付表に定める分担金の割合に従い、加盟者が負担する。（第一三条関係）

14　各加盟者は、ＡＭＲＯが連絡することができる適当な公的機関を二まで指定することができる。ＡＭＲＯは、その全ての連絡を当該公的機関に対して行う。ＡＭＲＯの公用語は、英語とする。（第一四条関係）

15　ＡＭＲＯの本部は、シンガポール共和国に置く。（第一五条関係）

16　ＡＭＲＯが効果的にその目的及び任務を遂行することを可能にするため、ＡＭＲＯに対し、各加盟者の領域において、この協定に規定する法的地位、特権、免除及び課税免除を与える。（第一六条関係）

17　ＡＭＲＯは、完全な法人格を有し、特に、契約の締結、不動産及び動産の取得及び処分並びに訴えの提起を行う完全な法的能力を有する。（第一七条関係）

18　ＡＭＲＯは、あらゆる形式の訴訟手続の免除、ＡＭＲＯの財産及び資産に対するあらゆる形式の押収、強制処分又は抵当権の実行の免除、ＡＭＲＯの記録及びＡＭＲＯが所有し、又は保管する文書の不可侵等の特権及び免除を付与される。（第一八条関係）

19　代理及び代理代行、諮問委員会の委員、ＡＭＲＯの事務局長及び職員並びにＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家（以下「ＡＭＲＯの人員」という。）は、公的資格で行った口頭及び書面による陳述並びに行為についての訴訟手続からの免除並びに公用の書類及び文書の不可侵等の特権及び免除を享受する。（第一九条関係）

20　各加盟者は、ＡＭＲＯ及びＡＭＲＯの人員の法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜を自己の領域内で実施するために必要な措置をとる。法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜については、ＡＭＲＯが所在していない加盟者の領域においては、当該加盟者の法令が認める範囲内で、ＡＭＲＯ及びＡＭＲＯの人員に与えることができる。（第二〇条関係）

21　執行委員会は、代理及び代理代行、執行委員会の委員並びに事務局長に与えられる免除を自己が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。事務局長は、職員及びＡＭＲＯのための任務を遂行する専門家に与えられる免除を放棄することができる。（第二一条関係）

22　加盟者は、この協定の解釈又は適用に関する紛争をその紛争が生じた時から六箇月以内に交渉によって解決するよう努める。当該交渉によって解決することができなかった紛争は、執行委員会に付託され、その決定は、最終的なものとする。（第二三条関係）

23　執行委員会は、有限責任法人ＡＭＲＯとＡＭＲＯとの間の移行取決めを監督する。（第二八条関係）

24　付表には、各加盟者の分担金の負担割合及び投票権数の配分が掲げられている。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年三月二十八日とする。ただし、同法第三条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十条第四項、第二十条の八第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二十八年一月三十一日とする。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年三月二十八日とする。ただし、同法第三条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十条第四項、第二十条の八第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二十八年一月三十一日とする。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十四号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の十七中「航空隊一」を「航空団一」に改める。